人文科学研究所紀要応募要領

1. 資格

人文科学研究所の所員とする。

ただし,大学院博士後期課程の学生は,指導教授の推薦を得て応募することができる。

2. 募集件数

そのつど運営委員会が決定する。

3. 文字数

和文の場合は 14,000 字以上 40,000 字以内, 欧文の場合は和文に準じることとする。 ただし、 図、表、写真、レジュメ等は、原稿枚数に含む。

4. 体 裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。

5. 凸版原図 版下図は著者において作成する。

6. 校 正

原則として2校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。

7. アート紙の使用

予算との勘案で自己負担とする場合がある。

8. 概 要

和文の場合は、規定枚数とは別に、欧文概要(約500語)を付する。

9. 採 否

運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する $1\sim2$ 名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

10. 抜 刷

50 部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

附則

- 1. この要領は,1991年(平成3年)4月1日から施行する。(所報20号) (応募資格の変更)
- 2. この要領は,1992年(平成4年)4月1日から施行する。 (欧文原稿の作成要領の新設,校正回数の変更,字句の修正,条数の移動)
- 3. この要領は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。 (査読の新設)
- 4. この要領は、2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更) (原稿枚数表記から文字数への変更および文字数の改定、字句の修正)
- 5. この要領は、2022年8月1日から施行する。